

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第31号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市洛南身体障害者福祉会館の項中「生活介護」を
「
(1) 生活介護
(2) 就労継続支援
」
に

改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)